

4 70年代の学会運営・学会組織の改革と学会正常化への努力 — 対立と混乱の苦悩を乗り越えて —

高 井 眞

1. 学会組織改革の背景とその意義

1970年代は、国際的には2度にわたる石油危機の勃発と、発展途上諸国の政治的・経済的地位の向上による、いわゆる第三世界の台頭⁽¹⁾によって、戦後の国際政治・経済の構造に大きな変動が生じた時代であった。国内では、安全保障条約の改定をめぐる反対運動(1959～60年、70年)と大学紛争(1968年～69年)⁽²⁾が広がりを見せ、社会的に大きく揺れ動いた時代でもあった。

ではなぜ70年代を貿易学会の組織改革期と称するのか。一般に組織とは、有機体の組織のように全体を構成している各部分が特定の機能を分担しつつ、互いに強く結合して全体として一定の働きをする「秩序のある全体」のことである。実は私達が生きている社会そのものも、そしてそれを支える経済、政治・法律、行政などの仕組みや、そのサブシステムである産業や企業なども、元々は人類が厳しい自然・社会環境の中で生き抜くために創り出したもので、時代とともに進化してきた組織体である。組織論の観点からみれば、貿易学会も、経済系学術研究の一翼を担う学会として組織化された有機体の1つであり、時代の流れと学会の内外環境の変化に対応して、常に組織の革新を心掛けていかねばならない生きものであることに変わりはない。したがって、学会の組織が意図通りの事業成果をあげるためには、企業体の組織に準じて、一定の目的に向けて組織を構成する部分と全体、部分と部分との働きが強く結びつき、常に緊密な統一と連関のもとで、組織を個々に構成する人々の間に、職務と責任、権限に応じた体系的な協働活動の関係が生まれるような仕組み、つまり組織全体の機能発揮に有効な組織構造の構築と管理、時に応じた改革が必要である。

つまり、学会が事業を継続していく組織体として生き抜くには、単に既存組織の維持と管理、改善を心掛けるだけでなく、効果と効率の点から絶えず組織全体の組織の仕組みを点検して、学会としてのアイデンティティを保持しながら、時には時機に応じて組織の構造を大胆に革新していく姿勢を貫くことが大切である。当時の幹事会による会則改定への根強い要望は、学会組織の革新(innovation)⁽³⁾を通じて役員制度の刷新と理事会機能の活性化を図り、学会組織の活力の復活と増進を願うものであったといえよう。70年代の貿易学会の歩みは極めてダイナミックな形と動きで始まったが、その歩みの特徴は、学会組織の抜本的な改革と、その後の対立と混乱を乗り越えての学会運営の正常化、そしてこれらの動きをばねに活発化した、会員間の人事・研究交流の広がりであろう。

かくして、学会50年の歴史にとって、1970年代は、学会創設の目的に照らして学会組織の仕組みが抜本的に見直され、新会則のもとで新しい研究体制が着実な展開を見せ始めた、記念すべき節目となったのである。このことが、学会50年の歴史に

照らして、70年代を学会組織改革期と称する理由である。

2. 新会則制定の動因と狙い、改革案成立までの経緯

創設時の役員・会員名簿⁽⁴⁾によれば、貿易学会は、会員312名に対して役員が88名、顧問10名、他に本部・部会事務担当の幹事36名、総勢134名の役職者でスタートしたが、いわゆる頭でっかちな組織であったのは明らかだった。加えて、役員(任期2年、重任可能)の内訳も重層的で、会長の他に副会長2名と理事長、理事は49名でそのうち常任理事が15名、評議員会議長の他に評議員33名、会計監事2名という構成になっていた。

創設以来5回目の役員選挙が予定されていた、1969年の段階になってもこの運営態勢に変化はなく、理事数は42名に減ったが半数以上の29名が常任理事となっており、役員全体の顔触れもほとんど変わっていなかった⁽⁵⁾。もとより最初から、意図通り万全に機能する組織といったものは有り得ないが、創設期の後半あたりから、一部の理事と、部会活動など現場の業務を担当していた幹事達の間で、激変する時代の流れにも目を向けず、一向にマンネリズム的な運営態勢を改めない理事長の姿勢と機能不全の理事会と評議員会に対して、次第に不信と不満、苛立ちが蓄積され、学会の将来への危機感と会則改正への思いが醸成されていったようである。

学会内部のこのような状況が背景となって、やがて70年の会則改定に繋がった東西合同幹事会案が作成されたのであるが、その引き金となった要因は68年5月の第8回全国大会での上坂西三会長の辞任意思の表明であった。先生は、学会の創立に中心的な役割を果たされた後、初代会長としてその時点で4期目の半ば、約7年間にわたって学会代表を勤めてこられた方だったが、その頃、体調がすぐれず、すでに満80歳近くのご年齢であって、1年後の役員改選を見据えての会長退任の表明⁽⁶⁾でもあった。その後の69年と70年の大会にも、届出をした上で欠席されている。これを受けて理事会は急遽、規約によって副会長に当面の会務を代行させるとともに、役員改選に向けての準備に入った。しかし、先ず会則を改正して役員制度の改革をと、訴求と要望を繰り返す幹事達との間に意見の対立が目立ち始め、翌69年度の会員総会では、役員任期満了に伴う改選をめぐる、従来の役員制度の欠陥を強く指摘する意見が多く出て、結局、当時の役員は任期満了のまま再選されない状態で終わった。そして翌年の総会までに何らかの改正案を作成して、改めて役員改選問題を審議することになったのである。そしてまず東西合同幹事会が、会則第35条が規定する総会員数の10分の1以上の賛成を得て、70年3月21日付で役員制度の民主化と機能化の達成を要望する会則改正案を、次いで5月10日付で、理事会が漸進的な役員制度の変革をめざす改正案を作成して、互いに全会員に郵送して事前の検討と理解を求めるという措置を取り、これによって会則改正をめぐる両者の動きは一挙に具体化し、加速化したのである。

幹事会が作成した改正案の大要は、①会長、副会長、理事長などの三役制度の廃止、②理事、評議員、幹事(非役員)の三階層制を代表幹事・幹事制に切り替え、③役員の新陳代謝を促進できるような役員制度に変革するというものであった。こ

れを受けた理事会の改正案は、役員制度については創設以来の歴史的事情があるので、これを権威主義的、非機能的として、一挙に単純化することは必ずしも当を得ておらず、現段階での実情に即し、簡素化して機能的なものとするのが望ましいとして、①評議員制、幹事制を廃止して、副会長を1名とする、②理事の数を30名以内、常任理事の数も減らす、などの項目を挙げてきた。

ここで、理事会側の「創設以来の役員制度の歴史的事情があるので……」という見解について、推定も含めて少しコメントを加えておきたい。というのは、創設時の会則・役員制度がこのような形態になったのは、それなりに当時の事情もあったと思えるからである。この文言は判然としない表現だが、恐らくその意味合いは、「創設時にはすでに国際経済、商業、経営などの分野で有力な学会が存在しており、貿易の学際的で、総合的な専門研究を目指す新しい学会を立ち上げるには、学会初期の基礎固めと持続的発展に必要な人材の確保が先決要件であった。そのために隣接の学会・研究分野からの権威ある学者や専門家の招聘や、大学や実業界での活躍が目立つ貿易研究者への呼びかけなどが不可欠で、今の役員制度にはこのような創設時の事情が反映されている」と言いたかったのであろう。仮に、このような事情が創設時の会則づくりに影響し、役員の組織と構成に強く反映されたとすれば、多少行き過ぎがあったにせよ、一概にそのこと自体は間違ったこととはいえない。こういった理事会と評議員会の併存とか、理事と評議員、幹事（非役員）の三重構造の運営体制は、比較的に規模の大きい学会では当時から一般にみられた形態であり、何も貿易学会特有の組織形態ではなかったからである。

しかし、創設時の会則では、当初より会長・副会長制（東部・西部各1名）に加えて特に理事長職が併設されていて、創設期を通じて学会運営の要である理事会を総括し、端的にいて、実質的に学会活動を方向付ける役割を担ったのは理事長であるが⁽⁷⁾、学会の効率的な管理と運用を意図したはずのこの仕組みが、かえって理事長の専断的な運営姿勢と役員人事の固定化を招き、組織全体の機能と活力の低下をもたらしたことは、まことに残念なことであった。ではなぜ、会長職と理事長職とが併設されたのであろうか。もともと学会運営に関わる本部事務局の業務は、見た目には定型的で単純なものに思えるが、組織の維持と管理、改正に関わる仕事は多岐にわたっており、とても研究者の片手間の対応ではこなし切れないものも含まれている。その範囲は、入退会を含む日常的な会員との連絡事務、各役員会・総会の開催と議案の作成、部会・各種委員会・顧問・大会開催校との連絡と支援などから、役員人事案や財務計画案の総括と作成、賛助会員との交渉・連絡などの分野にまで及んでいる。専任職員に依頼する資金もなく、おそらくは有能な会員を理事長に選んで運営の業務を専任させ、正副会長は専ら研究活動の向上と促進に専念する態勢が好ましいとの配慮が働いたのであろう。創設期の研究大会は、学会というよりは研究会のような雰囲気強く、今のように専門別に分かれて報告を聴くこともなく、ひとつの会場に全員が集まり盛んに討論したことを覚えている。上坂西三先生は、会長としていつも会場の最前列中央の席に座られて、身動きもせずに報告を聴いておられたが、その後姿は今も私の目に焼付いている。

3. 新会則制定による役員制度改革の要点と理事会・役員候補者推薦制の導入

それでは、新会則制定によって役員制度の何が変わったのか、その主要なポイントは、概ね次の通りに要約できよう⁽⁸⁾。

まず「役員と幹事の制度」については、①副会長・理事長・評議員会議長・常任理事・評議員、幹事の各職務の廃止、会長と理事、会計監事のみを役員とする、②理事の定員50名以内を、会長を含めて21名以内に削減する、③会長と理事の任期は2年で重任可能であったのを、3年間として毎年3分の1交代、任期満了後3年以内は再任不可とするであり、そして「役員の選出方法」については、①会長が理事会で互選されるほかは、すべて総会で選出される、②新たに役員選挙規定を設ける、③その仕組みは、理事21名の配分を東部11名、西部10名とし、毎年交代する7名の理事については、得票数に応じて東部は4、3、4名、西部は3、4、3名が年毎に順次下番する、というものであった。

これらはすべて、60年代後半に顕在化し始めた、役員制度上の欠陥を正すための措置であったが、中長期的には学会に活力を取り戻すために、役員人事の新陳代謝を促進して、理事会機能自体の刷新と向上を図る狙いがあった。この改革はかなり斬新的な内容で衝撃も大きかったが、この革新によって会員・総会と理事会との隔たりが縮まり、また削減された定員と限定された任期のもとで次々と理事が交代することで、おのずと会長と理事が分担する各職務に、一段と重みと責任が増し、進んで互いに協働する意識が芽生える効果が生まれたように思える。

役員選挙規定が制定された71年度以来、後述の新規約が発効する85年度まで、14年間の歴代の会長は、唯一の例外を除いて1カ年ごとに、大旨東と西から交互に交代しているが、75～76年の岩元岬会長の場合は学会の正常化が正念場を迎えた時期のためと記憶している。そしてこの間の会長は、退任後の残任期間も理事として新会長を積極的に補佐しており、まるで代表理事制のもとで、理事が交代で会長職を勤めたような結果となっている。このような現象は、規約によって強いられて生じたのではなく理事会の良識あるコンセンサスが働いて具象化したものである⁽⁹⁾。もとより、どの時代にも通じる万全な組織や規則といったものはあり得ないわけで、現行の役員制度に至るまでには、基本的な部分について少なくとも2度の改革が行なわれている。その1つは、1981年度の会長と理事の任期に関わる改定、もう1つは、2009年度の役員選挙への理事会による候補者推薦制の導入である。

前者の会長と理事の任期についての改定は、新会則の制定から約10年を経た役員選挙の状況とその運用の経験を踏まえての改革であったが、改定の理由は、①会長と理事会が、課せられた職責をより十分に全うするには、会長の実質1年間の任期、理事3年間の任期は短すぎる、②人材の確保と会務の継続性の面からみて、3年間の下番はやや長過ぎる、特に、③70年度の規定では理事の3分の1が毎年交代するため、毎年の総会ごとに理事・会計監事の補充選挙と、加えて新理事会による会長選挙を実施する必要がある、しばしば大会スケジュールに遅れが出て当番校と会員に迷惑がかかっている、といった状態が繰り返されていたからである。短い期間で委員長として改正案をまとめてくださった、粕谷慶治先生には大変にご苦勞をかけ

だが、幸いに理事会と総会の支持もあって理事の任期3年間を4年間とし、1年ごと3分の1の交代を2年ごとに2分の1に、任期満了後3年間は再任不可であったのを2年間に改められ、会長の任期も2年間となった。この規定は85年度大会での選挙から実施され今日に及んでいるが、それまでの82～84年度の3年間については、新旧規定の調整のために過渡的規定を設けて、旧規定による役員選挙が行なわれた。

もう1つの選挙制度の改革、09年度・改選期から実施の役員選挙への候補者推薦制の導入は、貿易学会にとってまったく新しい試みであるが、役員選挙規定の創設から37年ぶりの規約の改定で、その意義もきわめて大きいので、改定の理由と趣旨を簡略に付記しておきたい。前述のように、70年度以来の組織改革の推進、特に役員制度の民主化と機能化への努力が、人事の新陳代謝と会員間の交流などで一定の効果を挙げ得たのは確かだが、その半面では、学会運営の重責を担うべき役員の選出と交代に際して、学会の事情をよく知る理事会が、投票の目安となるような何の情報も与えないままで、理事、ひいては会長の選出をいわば一方的に、総会における会員の直接選挙に委ねるような状態が続いており、さらに理事の3分の1ずつの交代制のために、毎年、理事補充の総会選挙と新理事会での会長選挙の繰り返しが続き、会員を戸惑わせてきたという実情があった。

本来、理事会はその機能を万全に発揮するための人材確保と態勢づくりに大きな職責があり、他方、学会内外の状況や被選挙人の情報に疎い立場にある会員にとっては、責任ある一票を投じることができないという不平や不満があったに違いない。今にして思えば、このような役員選挙規定の不備が、会員名簿か有志の私的な候補者推薦を手掛りに投票せざるを得ない状況を生み、それが可もなく不可もなく長く慣例化していたのである。学会役員選挙については、不文律ながら、どの学会でも会長や理事会が事前に会員の投票を誘導し、操作するような行為は許されないという考え方が強く、さりとて立候補制は学会には馴染まず、そのために規模の大きい学会では、先ず評議員を総会で選出し評議員会で合議して理事会メンバーを選ぶ、いわゆる間接選挙方式をとる学会が多かった。しかし運用の仕方次第で、評議員制にも一長一短があり、近年になって、候補者推薦制を援用して役員を総会で選ぶ直接選挙方式に改める学会が増えている。

だが理事会の推薦対象は、それぞれの学会の持ち味に応じて改選理事全員か、一定割合で残りは一般会員ないし部会選挙とか様々なケースがあり、その狙いも選挙の透明性と公平性の確保だけでなく、学会によっては、本部機能の強化、部会との交流の促進とその活動の活性化を意図している場合も多い。もとより、役員選挙の大前提は自由意思による会員の投票権の行使であるが、この理事候補者推薦制を通じて、理事会が良い意味での主導権を発揮して、従来の選挙規定の盲点を補正して、会員の理事会運営への関心と信頼感、学会への協同参加の意識を高める一助となれば、この規約改定は時宜に即した、意義ある組織改革の1つとなるであろう。

4. 学会運営の正常化、活性化への努力・その課題と苦悩の道筋

さて、前述したような経緯で改正された会則に拠って、まず暫定的に、任期1年

の会長と理事、会計監事が選出されたが、元理事長からの事務の引継ぎや、事後の学会運営に不可欠な学会の資産、印鑑、記録、帳簿などの引渡しは一切行なわれなかった。会則改正後に会長に就任した景山哲夫先生は、元理事長と何度も面談と文書で掛け合ったが、なかなか誠意ある対応が得られず、かなり苦勞をされたと聞いている。翌年の第11回全国大会（1971年4月1日～2日）の総会では、70年度の収支決算、財務の現状を含む年次報告が予定されていたので、会長としての先生の苦澁はなおさらのことであったと思われる。

この間にもまたその後も、少数だが元理事長側に立つ人達は、本務校を拠点として会員宛に70年5月の総会の無効性を訴える文書を配布したり、別途に大会を開く動きを見せたりして対抗の構えを崩さなかった。71年度の総会で初めて制定された役員選挙規定に拠って改めて選挙が行なわれ新役員が選出されたが、その初仕事は、このような対立関係から波及する学会運営への影響を最小限度に抑え、学会活動が1日も早く本来の姿に立ち戻れるように、学会内外の状況を整備し正常化して学会活動を本格化することであった。

景山先生の後には、岡村邦輔先生、中田操六先生が会長職に就かれたが、その頃はまだ上述のような対立関係が続いていた余波で、学会運営の面で様々な手早い対応が迫られていた。そのため新理事会は、学会外で対抗をみせる動きに対しては、引続いて慎重に対応する姿勢を保ちながらも、特に力を入れたのは、学会活動の正常化と活性化を意図した施策の実行であった。

まず第1に、学会にとって会員数の増加と維持は、財政基盤の安定化と共に創設以来の大切な懸案であったが、会員数減少化の危惧と会費納入減の問題があった。第11回大会の出席予定数は86名、別に新入会員が18名で、第10回大会予定者の107名と比べるとやや少ないと思われる程度の減少であったが、やはり会員の中には、組織改革をめぐる対立を下剋上とか派閥争いと見る人、恩師の去就に応じて動く人、先行きに不安を覚えて様子見をする人など様々に複雑な反応が見られ、退会者が出てもおかしくない状態でもあった。そしてこのような目に見えない会員の反応は、やがて退会による会費収入の減少、納入の遅れや滞納が増えるという形で、ただでさえ窮屈な学会の財政状況を圧迫して、学会運営に支障をきたす可能性があった。加えて、前述の通り元理事長からの学会資産の引継ぎはなく、70年度総会で報告された、前年度の収支決算報告書に記載の次期繰越金620,110円さえも引き渡されないままで、財政はきわめて逼迫した状態にあった⁽¹⁰⁾。

第2に、かかる状態の中で、学会活動の要である研究活動をいかに継続し、活性化していくかが問題であった。何よりも会員の支持と協力を得て、全国大会と地域ごとの部会活動を定期的に継続していくこと自体が不可欠な要件であったが、同時に部会と全国大会での研究報告を活発化し、機関誌としての研究年報の質的な内容を充実していく必要があった。例えば大会については、当番校の意見や地域の特色を尊重した大会プログラムの企画、時宜に応じた共通テーマをめぐる報告と討論のセクションの常設化⁽¹¹⁾など、また部会については、会長の歴訪と地域での理事会・懇談会の開催、ことに西部部会の地域分散性に配慮して、全国理事会を東京のほか

に名古屋でも開催するなど、本部と部会、ひいては理事会と会員との協働作業の促進を重視した対策が、次々と実行され恒例化していったのである。中でも、70年9月に創刊されたJAFTニュース⁽¹²⁾は、必要に応じて学会の動き、会員の動静などを速報して、理事会と会員、会員相互の意思疎通を図る有力な手段として考案されたものだが、今も会員への年2回の定期便として大いにその役割を果たしている。

また学会にとって、研究年報を毎年定期的に発刊してその内容を世に問うことは、学会の評価に関わるとりわけ重要な事業であるが、当時の対立と混乱による、編集作業へのしわ寄せと資金枯渇の状態にもめげずに、会長と年報委員の方々の懸命な努力のお陰で、研究年報が1冊も中断することなく発行されたことは特筆に価する⁽¹³⁾。特に第8号から第10号(71年1月号～73年2月号)の刊行には苦勞されたようで、第8号は何とか中央大学の生協出版局にお願いしたが、第9、10号に関しては、資金難のために文眞堂に頼み込んで2年間、代金後払いでの印刷をお願いする一方で、支払いの資金捻出のために極力、無駄を省き役員経費の節減に努めたというエピソードも伝わっている⁽¹⁴⁾。

第3には、対立と混乱が続けば公認学術団体としての面目と資格を失いかねないという問題があった。創設期の早い段階で日本貿易学会は、幸いに日本経済学会連合⁽¹⁵⁾と日本学術会議への加盟が認められていたが、学会連合への加盟条件として、全国的に組織された学会で主たる構成員が研究者であること、そして定期的に、学術研究大会の開催と役員改選、定期刊行物の刊行が実施されていることが必要であった。また目安として、会員数が300名以上であることも求められていたようで、加盟後も会員数の維持と増加に努める義務があったわけである。対立と混乱が広がり長引けば、これらの加盟条件に抵触する事態となることは明らかであった。いち早く、事務局担当の長谷川幸生理事が、第10回大会・総会の概要を経済学会連合へ報告し了解を求めたのは⁽¹⁶⁾、加盟後まだ年数の浅い学会としてはむしろ当然の対応で、この面からも、学会運営の正常化は急がれたのである。

この後、私は73年度になって理事、翌74年度に因らずも会長を1年間勤めさせていただいたが、いうまでもなく私の主たる任務は、引き続き真正面から正常化に取り組み、対立の解消と学会運営の整備に全力を尽くすことであった。対立問題もこの頃になると、交渉相手も替わり対応にも冷静さが戻ってきた様子で、復帰する際の条件などが提示されることもあったが合意には至らなかった。早川広中先生と渡辺馨先生の力添えで、如水会館などで元顧問でもあった猪谷善一氏と何回か面談を繰り返し、先方から対立を解く条件の話し合いを進めたいとの意向が示されたものの、交渉の具体的な成果は得られなかった。やがて任期切れとなり、後の交渉⁽¹⁷⁾は次期の岩元岬会長にお願いして、下番後も交渉委員会に加わり理事の一人としてお手伝いすることになった。

この他、早急に解決すべき問題があった。大学紛争後の、値上げ反対ムードの余韻がまだ強く、また新入会員数の増加を考えねばならない時期であったが、窮乏化した財政に捫入れするためには年会費の値上げを断行する必要があった。創設期62年の正会員の年会費は500円、69年は1,000円、71年は1,500円であったが、会員の

ご了解を得て2,000円とした。振り返れば、これも財務面からみた学会運営正常化への努力の一端であった。

さらに、組織改革の本来の目的であった研究活動の活性化を推進するには、まず身近な事から実行をと考え、また75年4月の第15回全国大会が、創設から15年目、改革から5年目に当たる節目の大会であることから企画委員会を立ち上げ、全会員の研究動向についてアンケート調査を実施することにした。会員が、互いに何を研究しどんなテーマを追求しているのかを知り、研究情報を相互に交換し合う切っ掛けとなる資料作りが目的であった。併せてその情報を、今後の大会や部会の企画にも役立てる意図もあった。コストを切り詰め時間に追われる大変面倒な作業であったが、委員会の努力の成果は、巻末資料集に掲載の「会員の著作・論文、研究の動向」75年版として実り、4月26日の全国大会で会員に提供された。手作りに近い小冊子であったが好評であったので、その後の会員の研究動向について82年4月に続編を刊行した⁽¹⁸⁾。この頃の理事会では、対立と混乱を解消するには交渉も必要だが、むしろ学会活動、とくに会員の研究の促進と向上に一段と力を入れるのが大切という考えが強くなっていて、その全員の思いがこの小冊子の刊行を後押ししたと思っている。

この後もしばらく、岩元岬会長と旧理事会側との折衝は続いたが75年を過ぎるあたりから交渉も途切れて、それを機に退会者も出たが、逆に若い研究者の復帰もあったと記憶している。かくして学会の運営は、対立と混乱の苦悩の時期を乗り越えて、会長と理事が粛々と交代を重ねるなかで、80年代に向けて時とともに順調に回復し正常化していったのである。組織改革をめぐって生じた対立と混乱は、学会にとって不幸なことであったが、もともとは、ともに同じ目的と夢を抱いて学会に参加したはずの、研究者同士の意見の対立から派生した問題である。そのために改革後5年間余りにわたって、景山哲夫先生をはじめ歴代の会長は、根気よく話し合いを求め、学会で再びともに活動することを願ったが、先方の駆け引きだけが先行して、残念だが遂にその願いは実らなかった。この意味では、70年代は学会にとって苦難の道筋というよりは、組織改革と学会正常化への苦悩と努力の道程であったというべきであろう。

既述したように、組織改革(具体的には、会則の抜本的改正)の狙いは、学会組織全体の力と理事会の機能を有効に発揮して、学会を活性化することにあった。この改革によって、会員同士あるいは役員と会員の間には体系的な協働活動の仕組みができたこと、その仕組みを維持する権限と責任をもつ役員が総会で民主的に選出されるようになったこと、名誉職的な理事が排除され、職務分担に責任を負う理事会組織が構築され、理事の任期制と下番制の導入によって役員人事の流動化が促進されたことなどが実現した。

顧みれば、創設以来、学会には学際的に多くの研究者が参加され、様々な役割と形で貿易の総合的研究と学会の発展に寄与されてきたが、学会50周年記念大会を間近にした今の段階において、これらの先生方に対して、改めて心からなる敬慕と感謝の気持ちを捧げたい。そして内外の経済問題が地球規模で動く、グローバル化時

代のなかで、今までの組織文化的な遺産を踏まえて、日本貿易学会がさらなる挑戦と発展を遂げられることを祈るものである。

付記

40年余りも前の話しなので、立役者として活躍された先生方はほとんど亡くなっておられ、適任者がおられても、加齢と体調のために遠慮される方ばかりであった。私は編集委員の一人でもあるので、創設期に引続いて、急速、組織改革期も執筆することになったが、必ずしも適任者とはいえない事情があった。

学会組織の改革機運が盛り上がってきた60年代末当時は、私の本務校が大学紛争の拠点校として占拠され、大学本部責任者の一人として收拾と対応に狂奔しており、新会則が成立し対立と混乱が生じた70年度は、1カ年間の留学で外国にいたので、私は69年度と70年度大会には出席していない。それゆえに、当初は正確さと臨場感に欠ける文書になることを恐れたが、幸いにも、本誌の資料集にも掲載されている当時の資料が、委員会のご努力で一応漏れなく収集、整理されていたので、それらの資料と大会出席者の見聞、本誌への寄稿記事などを参考にして、曲りなりにも本文の執筆を終えることができた。

私が特に意図したことは、学会組織の改革に関係する各資料のつながりについて、筋道立った説明と手掛りを与えて、学会組織改革の意義と狙いについて、会員に理解を深めて頂くことであった。この一文が学会の明日への歩みのひとつの糧となるならば、これに過ぎる喜びはない。なお関係者のプライバシーに配慮して慎重に執筆したが、記憶違いや思い込み、誤解などで内容に不正確な点があって、もし関係者に思わぬご迷惑をお掛けした点があれば、私の責任であるのでお詫び申しあげたい。

- 注 (1) 第2次大戦後の世界は、資本主義社会(第1世界圏)と社会主義社会(第2世界圏)の対立構造の中で推移してきたが、70年代頃には植民地から独立した発展途上諸国が、次第に経済面でも力を持つようになり、政治的にも発言力を強めて第3世界圏を形成して、資本主義先進国と社会主義国と対等に交渉する立場を確立し始めた。73年と78年の石油ショックはその力の現われで、5大石油産出国が結成したOPEC(石油輸出国機構)が大幅な価格の引き上げを決定したことが引き金となった。
- (2) 大学紛争は、60年代後半に、日本だけでなくアメリカ、フランス、旧西ドイツなどでも大学を舞台に国際的な広がりで展開されていた。
- (3) 組織革新とは、組織内部に蓄積された様々な矛盾、または組織の特性や外部環境との矛盾を取り除くために、組織の構造や事業活動の流れ、経営管理システム、組織文化などを根本的に変えることによって、組織の生存能力と能力を高めることである。したがって、組織革新は組織の存立基盤や基礎的な部分に、致命的な影響を来すような改革を意味するものではなく、また方法も緩やかで暴力的でない変革を目指す点に特色がある。
- (4) 資料1(10)「創設時の役員・会員名簿(1962年版)」を参照。
- (5) 資料1(11)「1969年版『会員名簿』による役員名簿」を参照。
- (6) その後、70年7月1日付で高齢と老弱のために、日本貿易学会を含めて学界を引退する旨の辞表が提出された。資料2(6)「会員への広報誌『JAFTニュース』創刊」参照。
- (7) 理事長の職務責任と権限は、資料1(6)「日本貿易学会会則」第21および27条を参照。
- (8) 資料1(10)「創設時の役員・会員名簿(1962年版)」と資料2(3)「新会則の誕生—第10回全国大会総会議事録」に記載の理事名簿を比較した。なお69年の会則では、逆に理事50

名以内と評議員50名以内が、それぞれ80名に増員されている。

- (9) 資料4「歴代会長・理事(役員)名簿(創設時～2008年)」を参照。
- (10) 資料2(3)「新会則の誕生—第10回全国大会総会議事録」のなかの「昭和44年度収支決算報告書」、および資料2(5)「新役員選挙規定の制定—第11回全国大会総会議事録」の「昭和45年度収支決算報告書」を参照。後者の報告書では、収入内訳、すなわち会員会費と受取利息(預金利子)の合計額が空白のまま記入されており、昭和45年度分機関誌発行費132,000円未払いが計上されている。
- (11) 全国大会の共通論題(第1回～第22回大会)については、本書2「貿易研究の自立化・体系化への努力と学会創設の意義—わが国貿易研究の原点を尋ねて—」の注(11)を参照。創設期・60年代は間欠的であったが、70年以降は大会ごとに設定され討論も活発化した。
- (12) JAFTニュースの発刊は、資料2(6)「会員への広報誌『JAFTニュース』創刊」を参照。
- (13) 研究年報創刊号～第20号は、日本貿易学会編『日本貿易学会研究年報〔創刊号～第10号〕(日本貿易学会創立30周年記念事業)』文眞堂、1990年および日本貿易学会編『日本貿易学会研究年報〔第11号～第20号〕』文眞堂、1998年に収録されている。本文2の(注)(9)を参照。
- (14) 本書6(3)「第10回全国大会・総会(1970年)を振り返って」を参照。
- (15) 日本経済学会連合は、経済学、商学、経営学の各専門分野について、研究の連絡と交流を図りかつ外国の学界との関係を緊密にするために、1950年1月に結成された連合体である。経済への学問的アプローチが様々に異なる、多くの学会が加盟しているが、貿易研究生来の学際的性質からみても、グローバル化経済時代に向けて、これらの加盟学会との研究と情報の交流をもっと推進していく必要があろう。その仕組みづくりの推進を経済連合に期待したい。
- (16) 資料2(4)「第10回大会・総会についての日本経済学会連合への報告」参照。
- (17) 組織改革後の運営については、本書7の(1)「組織改革後の学会運営をめぐって」を参照。
- (18) アンケート調査・会員の著作・論文・研究の動向については、資料3(1)「日本貿易学会編『会員の著作・論文・研究の動向』1975年」および同(2)「日本貿易学会編『会員の著作・論文・研究の動向』1982年」を、その他の会員の研究動向については、本書2「貿易研究の自立化・体系化への努力と学会創設の意義—わが国貿易研究の原点を尋ねて—」の注(10)に記載の文献を参照されたい。